

# 経済研究

第31巻 第4号

Oct. 1980

Vol. 31 No. 4

## 巨大企業における「所有と支配」

北原 勇

### I

現代資本主義は、さまざまな面で競争段階の資本主義とは相貌を異にしている。本稿で取りあげようとする「所有と支配」における変貌は、これらの多面的な諸変化の中でももっとも重要で中心的なもの1つである。

一般に、「所有と支配」にかんする現代の特徴といわれている現象は、(1) 巨大企業における「所有と支配の分離」=資本所有に基礎をおかない経営者による事実上の企業支配、(2) 経済過程への国家の恒常的介入とそれによって生じた新しい「所有と支配」の諸特徴、であり、また最近では(3) 労働者組織による個別経営や政府の政策決定への「参加」、さらには各種の圧力集団による影響力の行使といった権力の「多元(主義)」的状況、がつけ加えられる。

これら諸現象は、いずれも「生産手段の私的所有とそれにもとづく支配・権力」に対する一定の侵害・規制であり、所有にもとづかない権力の抬頭・増大である。それゆえにまたこれらは、資本主義体制にかんするマルクス経済学の基本命題に疑問を投げかける性質のものである。なぜなら、生産過程における資本の専制支配、資本家と賃労働者の2大階級の形成と階級対抗、資本家階級に

よる国家権力の掌握、所有制度の根本的変革にもとづく社会主義体制への移行、……というマルクス経済学の諸命題はすべて、生産手段の資本家による私的所有関係こそが資本主義をして資本主義たらしめている基本であるという把握に基礎をおいているからである。もし、この生産手段の私的資本家的所有という基本関係そのものに今日大きな変化が生じているとすれば、上の諸命題そのものの現代における当否が問われねばならなくなるのは当然である。

現に、マルクス主義的な資本主義体制認識を排して、現代資本主義を「産業社会」・「高度産業社会」として、さらには「脱産業化社会」への展望をもつものとして把握しようとする論者たち<sup>1)</sup>は、ひとしく、先にあげた「所有と支配」における現代の特徴、とりわけ(1)の「所有と支配の分離」・「経営者支配」とそこから生じる諸特徴に注目しているのである。

他方、先にあげた諸特徴の進行は、左翼陣営に

1) Dahrendorf, R., *Class and Class Conflict in an Industrial Society*, 1959. Kerr, C., et al., *Industrialism and Industrial Man*, 1960. Bell, D., *The End of Ideology*, 1960. Aron, R., *The Industrial Society*, 1967. Galbraith, J. K., *The New Industrial State*, 1967.

も少なからぬ影響を与えた。'50年代にはイギリス労働党の綱領的文書『産業と社会』において「経営者支配」論が採用されこれをめぐって労働党内外にわたる論議<sup>2)</sup>をよんだことは記憶に新しい。'60年代のフランスでは、マレヤトゥレーヌの「新しい労働者階級」論<sup>3)</sup>にみられるように、所有と搾取をめぐる階級闘争にかかわって管理・意志決定への参加をめぐる階級闘争を主要なものとする見解を生みだしたし、さらには'70年代にかけてフランス左翼陣営における国有化か自主管理かという対立、国有化を社会主義へ移行させる上での最重要根拠とする見解への反論の抬頭、をもたらししている。これらは、現代社会主義諸国における「所有と支配」の現実——生産手段の国有化にもとづく党官僚による事実上の支配と労働者・農民大衆の政策決定からの疎外——とかかかわっているだけに、問題は一層複雑となっている。

マルクス経済学が、生産手段の私的資本家的所有関係を基軸として資本主義分析の体系を構築したものである以上、「所有と支配」にかんする現代の特徴・変貌に対して明確な解答を与えることは、現代のマルクス経済学にとって緊急不可欠の課題である。それなしには、マルクス経済学が現代その有効性を充分主張できないといっても過言ではないと思われる。

ところで、以上の3つの現象のうち、もっとも基本的であり、まず最初に分析すべきものは(1)であろう。(1)が資本制生産固有の所有そのものの内的変化であり、経済的下部構造自体における変化であるのに対し、(2)、(3)は、(1)の変化に対応して、(1)の変化に規定されつつ生じた、所有に対する外部からの介入・干渉ともいべきものである。そして(1)の変化が、独占資本主義の諸条件のもとで生じ現代にいたるまで進展している

のに対し、(2)は国家独占資本主義において生じたものであり、(3)は(1)さらには(2)の進展に対応して現われてきたものといえる。

それゆえ、本稿ではまず、現代資本主義における「所有と支配」にかんする序論的考察として、(1)の点にかぎって考察を試みることにしたい。したがって、本稿の考察では、独占資本主義一般が対象とされている。つまりここでは、国家独占資本主義とよばれる現代資本主義でも、それが独占資本主義であるかぎりつらぬかれる特徴・作用が対象とされており<sup>4)</sup>、国家独占資本主義による規制・変化は対象から除外されている。したがってまた、本稿は現代日本における実態を直接の対象とはしない。周知のように、戦後のわが国では巨大法人企業間での持式持合いの傾向がきわめて顕著であるが、このいわゆる“法人資本主義化”<sup>5)</sup>が、どこまで現代資本主義の一般的特徴・傾向をしめすのか、そこにどのような日本の特殊性がふくまれているのか、を明確にするためにも、さしあたって、独占資本主義一般について米欧先進資本主義の実態にもとづいた論議を整理して問題を解明する努力が必要と思われるからである。

## II

(1) まず、「経営者支配」論の古典としてしられるバーリとミーンズの共著『近代株式会社と私有財産』<sup>6)</sup>の主要論点を整理すればつぎのとおりである。

(a) 株式会社制の発展によって少数巨大会社への経済力の集中は極度に進んでいる。(1930年初頭、米国の金融業をのぞく全産業において、上位200の巨大会社は、その資産総額が全会社資産総額の約1/2に達し、国民経済全体に対して圧倒的

4) 独占資本主義一般と国家独占資本主義との関係、それらを分析する「独占資本主義の理論」と「国家独占資本主義論」、さらには現代資本主義分析における「独占資本主義の理論」の意義、などについては、拙著『独占資本主義の理論』有斐閣、1977年を参照されたい。

5) 奥村宏『法人資本主義の構造』日本評論社、1975年。

6) Berle, A. A. and Means, G. C., *The Modern Corporation and Private Property*, 1932, 北島忠雄訳『近代株式会社と私有財産』文雅堂書店。

2) イギリス労働党第56回大会で採択された *Industry and Society*, 1957 に対する党内左派からの批判としては、Hall, S., et al., "The Insiders," *Universities & Left Review*, No. 3, 1958, および Campbell, J. R., *Some Economic Illusions in the Labour Movement*, 1959, が代表的なものといえよう。

3) Mallet, S., *La Nouvelle Classe Ouvrière*, 1963. Touraine, A., *La Société Post-Industrielle*, 1969.

影響力をもつにいたっている。)

(b) これら巨大会社では多数の株主への所有の分散が進んでいる。(たとえば、最大の公益企業である米国電信電話会社の株主数は約50万人、第1位大株主のシェアは0.7%、上位20位までの大株主の累積シェアは4%、同様にペンシルヴァニア鉄道会社では、19万人、0.34%、2.7%であり、U.S. スチールでは、18万人、0.9%、5.1%である。)

(c) 株式所有の分散にともない「経営者支配」型の会社が登場し、その比率はかなり高くなっている。(個人または少数者集団が過半数あるいは全部の株式を所有することによって会社を支配しているものは、上位200社のうちの11%にすぎず、過半数未満20%以上の所有によって支配しているとみられる「少数持株支配」の型が23%、子会社・孫会社というような「法的手段による支配」の型が21%であり、他方、株式の分散が極度に進んでいかなる株主も支配権を行使できず、経営者が実権を握っている「経営者支配」の型が44%にのぼり、資産では58%をしめている。)

(d) 「経営者支配」型の企業は、「支配なき富の所有および所有なき富の支配」を意味する。まさに「所有と支配の分離」である。株主の所有権は名目上のものとなり、本来所有者に帰属していた諸権力を行使するのは今は経営者である。このばあい、経営者は決して自からの株式所有にもとづいて支配を行なうわけではないし、また株式所有者の命令に直接従う必要もない。

(e) それゆえ「株式会社は利潤追求企業という性格を変えた」<sup>7)</sup>のである。

新しい権力者たる経営者は所有とは切り離されているから、「厳密に中立的なテクノクラシー」であり、「私的貪欲よりも公共政策に基づいて、所得の流れの一部を各集団に割り当てるべき」<sup>8)</sup>ものと期待されている。

(2) バリーとミーンズによる「株式会社の発展の論理的帰結」としての「所有と支配の分離」の進行と「経営者支配」型企業の増大傾向という

主張は、最近、1963年の資料を使ったラーナーの実証的研究<sup>9)</sup>によって再確認され補強されている。ラーナーの調査で注目されるのは、この間の企業規模の一層の拡大とそれにとまなう株式の分散化を考慮して、少数持株支配が可能となる持株比率を10%にまで引き下げたにもかかわらず、この「少数持株支配」型に属する企業の割合は著しく減少し、それに対して「経営者支配」型の企業が激増して圧倒的多数(84.5%)を占めるにいたっていること、である。

(3) ところで「経営者支配」論は、以上のような株式所有の分散という条件だけではなく、それを前提しつつもいま1つの条件として、企業の発展にとまなう経営管理の複雑化、それに対応しての専門的知識、経営能力、経営管理のための大規模組織の重要性の増大、を強調するようになる。このような経営能力の提供と引換えに、有能な経営者は大きな権力をもつことになるというのである。ゴードンは、1940年代の米国の数百の大企業における意志決定にかんする綿密な研究<sup>10)</sup>をつうじて、法的には取締役会にある最高権力が、この取締役会によって雇用されている専任の最高経営執行者の手に集中し、経営体は外部の制約から自由になっていること、株式所有者の利害は経営者の意志決定に対する1つの牽制要因にすぎなくなっていること、そのばあい、「企業を組織的に指導する職能であり、経営活動の進路を規定する諸決定を行なう職能」であるビジネス・リーダーシップはもちろん、最高経営者を選任する力さえ、事実上経営者自体の手中に移っているものであり、こうしていまや経営の「所有」からの分離・独立は確固たるものとなっているという。

上のような論点はその後多くの学者によってうけ入れられ発展させられていった。たとえば、著名な経営学者ドラッカー<sup>11)</sup>やアメリカ経営史学の

9) Larner, R. J., *Management Control and the Large Corporation*, 1970.

10) Gordon, R. A., *Business Leadership in Large Corporations*, 1945.

11) Drucker, P. F., *Concept of the Corporation*, 1946; *The New Society: The Anatomy of the Industrial Order*, 1949; *The Practice of Management*, 1954.

7) *Ibid.*, p. 7, 同訳8頁。

8) *Ibid.*, pp. 312-313, 同訳450頁。



大家といわれるチャンドラー Jr.<sup>12)</sup>によっても強調されているし、ガルブレイスのテクノストラクチュア論<sup>13)</sup>もこの議論の延長線上に展開されたものである。

またこの議論は、経営「組織」を重視することによって、個人の意志決定と組織的意志決定との差異、組織における各種の諸決定の構造的関連など、「組織」一般の問題を研究する「組織」論の発展と相互に連繋し、刺激しつつ、新しい展開を遂げていくことになる。

(4) 以上のように、「経営者支配」論は、所有の分散・所有と支配の分離と、経営管理の複雑化・経営技術能力の要請という両面から、「経営者支配」を説いていくが、こうした把握と結びついて、新しい支配者たる経営者を、私的食欲よりも「会社良心」をもった中立的な存在、有能な専門技術家、社会にとって必要なリーダーとみなし、良心的に社会的責任を果たすいわば階級超越的・階級調和的・階級中立的な存在とする見解を主張していつている。パーリとミーンズが1つの期待として論じた「中立的テクノクラシー」は、その後のパーリの著作『20世紀資本主義革命』<sup>14)</sup>や『財産なき権力』<sup>15)</sup>の中で、もはやたんなる期待ではなく既定の事実であると述べられるようになっていったし、この考え方はケイゼン<sup>16)</sup>はじめ多くの支持者を獲得しているのである。(なお、バーナムの著名な『経営者革命』<sup>17)</sup>はこの点やや異なり、企業資産の所有権そのものを事実上獲得した経営者層は、彼ら自身の利益を追求する1つの独自の階級だとみなされている<sup>18)</sup>。)

12) Chandler Jr., A. D., *The Visible Hand: The Managerial Revolution in American Business*, 1977.

13) Galbraith, J. K., *The New Industrial State*, 1967.

14) Berle, A. A., *The Twentieth Century Capitalist Revolution*, 1955.

15) Berle, A. A., *Power without Property—A New Development in American Political Economy*, 1959.

16) Kaysen, C., "The Social Significance of the Modern Corporation," *American Economic Review*, May 1957.

17) Burnham, J., *The Managerial Revolution*, 1941.

18) ニコルスはそれゆえ、バーナム流の経営者論を 'sectional' managerialism と特徴づけ、パーリ流の

### III

以上のような「経営者支配」論に対しては、当然のことながらマルクス経済学者の側から精力的な批判が加えられ、それは現在まで続いている。批判の内容は、伝統的な“大資産保有者→「金融資本」支配”論とよべるような見解——米国にかんするロチェスター、パーロ、メンシコフ、フィッチ & オッペンハイマー、英国にかんするアロノヴィッチなど<sup>19)</sup>——と、これらと全く視点を異にしたバラン & スウィージーの新しい見解<sup>20)</sup>とに分けることができよう。

(1) 伝統的な見解の主要論点をパーロ『最高の金融帝国』に代表させて整理してみるとつぎのとおりである<sup>21)</sup>。

(a) 米国経済を支配しているのは、たんに200の巨大会社であるというだけでは不十分であって、実はこれら200社の大半は、モルガン・グループ、ロックフェラー・グループをはじめとする8大インタレスト・グループによって支配されている。このインタレスト・グループは、銀行独占と産業独占の融合、すなわち金融資本を意味する。この融合は決して一方による他方の征服ではないが、銀行はこの構造にとっての鍵である。大銀行は金融と株式保有の2つの面から大会社に対して支配力を持ち、またこの支配力の行使を円滑に行なうために重役兼任制を利用する。

(b) 巨大会社における株式所有は一方でたしかに多数者の手に分散しているが、他方では各種の機関株主(生命保険会社、投資信託、年金基金、銀行信託部)への集中がすすんでおり、インタレスト・グループはこれら金融機関を内部に組み入

'non-sectional' managerialism と区別する。Nichols, T., *Ownership, Control and Ideology*, 1969, p. 43.

19) Rochester, A., *Rulers of America*, 1936. Perlo, V., *The Empire of High Finance*, 1957. Меньшиков, С., *Миллионеры и менеджеры* 1965. Fitch, R. and Oppenheimer, M., "Who rules the corporations?" Part I. II. III., *Socialist Revolution*, 4, 5, 6, 1970. Aaronovitch, S., *The Ruling Class*, 1961.

20) Baran, P. A. and Sweezy, P. M., *Monopoly Capital*, 1968.

21) Perlo, V., *op. cit.*, 浅尾孝訳『最高の金融帝国』合同出版社、主にその第3章による。



れることを通じて、大衆の資金を利用した株式の大量保有とそれにもとづく会社支配を行なっている。

(c) このようなインタレスト・グループ=金融資本を頂点で支配するのは、大資産所有者=「億万長者」(主として50年以上も前にトラストを設立した人物の後えい)であり、彼らは銀行をはじめとする種々の金融機関を媒介としてインタレスト・グループ「大帝国」を支配している。

(d) バーリとミーンズの著作は、巨大会社と金融諸機関との関係を見落とすという失敗を冒している。彼らが「経営者支配」型に分類した大会社36社も、3社以外はすべて、外部に確然とした支配者がいる。

(e) インタレスト・グループの支配者=大資産保有者=「金融の大立物」は、インタレスト・グループの組織の巨大化につれ、個々の企業の実際の経営から離れる。彼らは、拠点の金融機関や同族持株会社の内部に自らの活動を集中し、それ以外の多くの会社については、俸給役員に日常の業務監督を委ね、形式的責任も彼らに移す。経営者は単なる「雇い人」とほとんど変わらず、外部の支配者の定めた政策方針と一致するかぎりでその地位は安全であるが、さもなければその地位を追われる。(大会社の首脳経営者を支配的な株主集団や金融集団が罷免した多くの例がある。)<sup>22)</sup>「経営者支配」論は、「支配の真の性質をおおいかくす俸給経営者の外見をそのまま承認」したものである。

(f) 会社の経営役員は圧倒的に富裕階級の出身であり、経営者と支配的株主との間では階級的利益は一致している。経営者は支配集団の一部でもあり、代理者でもある。以上。

パーロの主張した以上の論点は、マルクス経済学者の多くの文献でほぼ容認され、論者によって力点の置き方に差があるとはいえ、多くに共通した見解となっていると思われる。たとえば、この問題にかんする最近でのもっとも詳細な実証的研究であるメンシコフ『アメリカ金融寡頭制の研

究』も、個人や家族の持株の比重の低下とその支配の間接化をかなり強調してはいる<sup>23)</sup>ものの、結局のところ、俸給経営者によるどのような支配も巨大会社には存在しないこと、彼らはいわば通過集団的存在であって企業外部の真の権力者によって支配されており、その意向によって追放された例が多数あること<sup>24)</sup>、金融集団を統率する真の支配者は1家族あるいは数家族の同盟であり<sup>25)</sup>、経営者が会社の実権を握っているように見えるばあいはそれは真の支配者たる家族がその家族内に適確な人物を見出せないときの暫定的な「摂政」にすぎないこと<sup>26)</sup>、を主張している。

(2) 以上のような伝統的なマルクス経済学の見解に対し、バランとスウィージーは著しく視角を異にした新しい立論をすることによって波紋を投げかけた。それは、会社および経営者の株主および金融資本からの独立を認め、そのかぎりでは「経営者支配」論の主張する事実関係を容認し、その上で会社、および経営者の行動様式のなかに「資本の論理」の貫徹を主張することによって「経営者支配」論を批判するものである。

バランとスウィージーによれば、巨大会社こそ現代の資本主義経済を特徴づける決定的な経済単位なのだが、それは典型的には次のような諸点——(a) 支配権は経営陣の手に握られている。(b) 経営陣は自己繁殖的な集団であり、各世代の経営者はその後継者を自分で補充する。(c) 資金の内部調達によって金融的独立を達成している——を特徴としている。以上のような典型的な巨大会社は、「経営者支配」論者のいうような「良心をもった会社」でもなければ、良心にしたがって「社会的責任」を果たそうとする階級中立的存在でもまったくない。それはあくまでも、最大限の利潤を追求し、蓄積のための蓄積を遂行する現代の資本家である。会社イコール資本家というのである。そしてこの会社の行動目標は、同時に必然的に会社

23) Меньшиков, С., *op. cit.*, 太田謙訳『アメリカ金融寡頭制の構造』ミネルヴァ書房, 10頁, 262~264頁, 270頁以下。

24) 同訳164~167頁。

25) 同訳276頁。

26) 同訳397頁。

22) 同訳55頁。

経営者の個人的な目的でもある。経営者層は、「経営者支配」論のいうような「中立的」な社会階級を形成するのではまったくなく、「資産階級のなかの、もっとも活動的で影響力の大きな部分」であり、「有力な枝隊」を形成しているものである<sup>27)</sup>。

#### IV

以上でみた「経営者支配」論とそれに対するマルクス経済学者の批判的見解について、簡単に問題点を指摘しつつ、問題の所在を明らかにしていきたい。

(1) まず、「経営者支配」論は、(統計上の理由とはいえ)金融業を考察の対象から除外している点で、さらにまた金融機関＝機関投資家への株式所有の集中化傾向という問題および金融機関による融資をつうじての影響力の行使という問題を無視あるいはきわめて軽視している点で、非常に一面的である。これに対し、伝統的マルクス経済学の側で、各種金融機関＝機関投資家による株式保有をはじめとする株式所有と融資の両者を結合して、金融資本的支配を把握し、重役兼任制によって支配の補強が行なわれる面をもあわせて総合的に支配の問題を把握しようとしたことは、「経営者支配」論批判として基本的に正しかったし、「経営者支配」論に対する優位をしめしているといえる。

(2) しかし、伝統的マルクス経済学者の批判的立論も、それを支えている現状認識も、つぎの難点を持ち、現実妥当性を失いつつあるのではないかと思われる。

まず第1に、伝統的マルクス経済学の側では、金融資本的集団についてそれを頂点で支配する支配の主体を、個人あるいは家族としての大資産保有者にもとめているが、このことにそもその難点があろう。このような見解は、経営者を単なる「雇い人」・従属者とする見解と裏腹の関係にあるが、かかる経営者把握も、経営者の株式所有者からの自律性・独自の支配力行使をあまりにも軽視している点で誤りといわねばならない。伝統的

な論議では、独占大企業における所有とはなにか、支配とはなにか、支配の根拠はなにか、もし支配の主体が個人・家族としての大資産保有者であるというのであれば何故か……という理論的検討はほとんどないままに、支配の主体が大資産保有者に違いないという、いわば信念に支えられて、その存在の実証的追求のみに努力が傾けられたといっている。

このように個人的な支配者にこだわりすぎた余り、巨大会社の特質が見失われただけでなく巨大会社の資本としての性格、資本としての運動の分析がかえってなおざりにされてしまったのではないかとも思われるのである。

第2に、伝統的マルクス経済学的見解では、金融資本集団の把握において、金融資本集団を構成する各事業会社の自律性に対する過小評価、銀行の支配力に対する過大評価、があるように思われる。たしかに銀行はその業務の特殊性から、多様な諸部門の独占企業を結びつけ相互の調整をはかっていく上に大きな役割をはたすし、それゆえしばしば形成された集団の中核的地位をしめることも事実である。しかし、銀行は、産業独占資本とは相互依存の関係にあるのであって、つねに一方的に支配力を行使できる関係にあるわけではない。また、独占企業固有の内部資金の留保の増大は、銀行からの自律性を強める作用をはたすし、さらに国独資下では国家資金の利用可能性の増大は、かかる作用を一層倍加する。

なお、銀行をはじめとする金融諸機関による大会社の株式保有、融資という関係については、金融機関においても専門的経営者による経営が一般化しており、それは大資産所有者の意のままになるような存在ではないことも、先の第1点と関連して、注意しておく必要がある。

(3) 以上のようにみえてくると、バランとスウィージーが伝統的マルクス経済学者のからを破って、大胆に巨大会社およびその経営者の(株式所有者および外部利権からの)自律性をみとめ、その上でそこに資本の論理の貫徹を確認しようとしたこと自体は、評価されるべきだといえる(もっとも、バランとスウィージーの巨大会社のモデルは、企業

27) Baran, P. A. and Sweezy, P. M., *op. cit.*, Chap. 2, 小原敬士訳『独占資本』岩波書店, 第2章。

集団化の傾向、それによる独占強化の意義、およびそこにおける銀行の役割、以上についての余りの過小評価があり、全面的に賛成するわけにいかないのだが。

しかしながら、彼らのこうした主張はいわばヴィジョンの提示にすぎず、巨大会社における所有の特質、経営者の支配力の根拠など、総じて現代資本主義における「所有と支配」についてのつ込んだ理論的説明は一切行なわれていないといわざるをえない。

われわれにとって現在必要なことが、現代巨大会社における所有と支配にかんする理論的説明であることは、以上から明らかであろう。

#### V

(1) まず比較基準として、個人企業家が自己の所有する資本(端初は貨幣資本)を投下して生産手段と労働力を購入し、商品生産を行なうばあいを考えよう。この資本家は投下される貨幣資本の所有者であると同時に、貨幣資本→生産資本→商品資本→…と形を変えつつ剰余価値・利潤を生みだしていく現実的資本の所有者である。この資本の所有とは、他方で生産手段を所有しない直接的生産者=賃労働者にたいする、生産手段と生活資料の排他的所有である。それゆえに、この現実的資本の所有者は、特定の原料・労働手段(技術)と労働力を選び、直接的生産過程で労働者を指揮・統制し、生産された商品資本を自己の所有物とする力、したがってまた生みだされた剰余価値・利潤をわがものとする力をもっている(資本家による「支配」の根本は直接的生産過程における労働者・労働とその生産物にたいする支配にある)。再生産過程にたいするこの支配力は資本の所有——生産手段・生活資料の(それをもたない賃労働者にたいしての)排他的所有——にもとづくものであるが、このばあいには、資本として支出される貨幣の所有者と、剰余価値・利潤を生みだしていく現実的資本の所有者とは同一人物であるから、支配力の根拠が貨幣資本の所有と現実的資本の所有とのどちらにあるのか、というようなことは一切問題になりえない。ここでは、資本所有(一般)にもとづいて、資本所有者=資本家が再生

産過程を管理・支配していることは至極明瞭であった。

(2) ところが、現代の独占的巨大会社における所有と支配は、上のような資本所有および資本所有にもとづく支配という関係とは、大きく変化してきている。この変化は、実はすでに株式会社という企業形態のなかに胚胎している。株式会社では、個々の株主が出資した資金は結合されて1つの資本となり現実資本として機能するのであるが、個々の株主はこの現実資本の一部を直接所有しているわけでは決していない。株主が直接所有する対象は株券であり、株主の所有権は直接には、配当を取得し株券を処分しうる権利にすぎない。現実資本にたいしては、株主は法人としての社団の1構成員として間接的にのみ、しかもきわめて不十分に所有するにすぎない。すなわち具体的には、株主総会の議決をつうじて、株式の持分の大きさに応じて、現実資本の機能の管理や収益の処分の決定に参加するのである。

こうして、現実資本は、個々の株主の資本としてではなく、またそれらの単なる集合ではなく、結合された1つの独立の「社会的資本」として、個々の株主から自立して運動していくし、この現実資本の直接的所有は株主から離れてしまう。そしてこの現実的資本の直接的な所有主は、「会社それ自体」となる。現実資本の所有関係がこのように多重化し複雑化するのに対応して、資本による支配関係も複雑に変化する——資本による支配とは本来、現実資本の所有にもとづいた支配力の行使だからである。

ところが、株式会社において株式の過半数たとえば60%の株式を所有し株主総会の議決を自由に左右する力をつねにもつ大口株主が存在しているようなばあいには、この大口株主は、自ら直接に代表取締役となるか自分の意志を十二分に代弁する人物を取締役にするかはともかく、「会社それ自体」の所有に属する現実資本を、あたかも自己の所有であるかのように自由に管理・運営することができる。このことは、大口株主が、自余の40%の株を所有する多数零細株主の所有権をいわば横奪して、100%の株式所有にもとづく支配



をしているかのように現われる。しかし理論的に考えれば、株式(株券)の所有にもとづいて直接に支配力が生ずるわけのものではない。大口株主といえども、株主としての資格においては彼は現実資本の直接的所有者たりえないのである。彼がすることは、株主総会や取締役会を牛耳ることをつうじて「会社それ自体」に属する所有権をいわば横奪し、この現実資本の所有にもとづく支配力をわがものとするのである。

(3) 独占資本主義段階を特徴づける独占的巨大会社の発展は、「会社それ自体」による所有という株式会社の所有の特質を全面開花させ、またそれに対応した支配のあり方を作り出していく。

まず、独占資本の急速な集積・集中による規模の拡大にともなう株主数の増大、他方における株主の遺産相続にともなう持株の分散などを主因として、巨大会社における大株主の持株比率は急速に低下傾向を示したことが、現代の巨大会社の大部分において株式所有の分散は顕著であり、株主総会の議決をつねに自由にできる大株主の存在を確認することが困難なほどにまで至っていることは、いくつかの実証研究の結果からも明らかである<sup>28)</sup>。このような状況のもとでは、大多数の株主において現実資本にたいする彼らの間接的所有(株主総会を通じての現実資本運営への参加)が全く名目的なものとなるだけでなく、大口株主も恒常的に株主総会の議決を牛耳って自己の意志を押しつける力を失い、後にみる経営管理機能の複雑化の進展とあいまって、異常事態(たとえば株主の利益を全く無視した経営政策が行なわれたばあい)においてのみ自己の影響力を行使するというような受動的な存在になりがちである。ここでは、株式会社における現実資本が個々の株主から自立し、

28) 前出のラーナーの著作がこの点最近のもっとも包括的な資料を提供している(Larner, R. J., *Management Control and the Large Corporation*, 1970)。また、細心の注意を払った実証研究として定評のあるフロレンスの2度にわたる研究の成果とそれらの間の結論の変化——「経営者支配」論への否定的な態度から部分的な容認への移行——も参照されるべきである(Florence, P. S., *The Logic of British and American Industry*, 1953; *Ownership, Control, and Success of Large Companies*, 1961)。

この現実資本の直接的所有が株主から離れていくという関係が深化・成熟し、現実資本の直接的所有が「会社それ自体」にあるということがまさにしかるものとして現われてくる。

他方、独占的巨大会社は膨大な内部留保によって蓄積をすすめている。それは独占利潤の膨大化のもとで、一方では既存独占分野での投資停滞の不可避性と他方では独占諸資本間の多面的な対立を打ちぬくための競争力強化の必要といった諸要因によって必然化するのだが、独占的巨大会社は自ら実現した利潤のかなりの部分を配当にしないで会社内部に留保するとともに、この資産増大をもとにした新株の時価発行でコストの殆どかからぬ資金を増資プレミアムとして取得する。これらによる会社資産の増加分は、はじめから名実ともに、株主の所有とは直接には関係しない「会社それ自体」の所有するところである。

この「会社それ自体」とは、資本の人格化といつてよい。巨大会社の経済的実体はいうまでもなく、多数の諸資本が株式会社制度をつうじて集中・融合されてでき上った1つの巨大な資本のかたまりである。会社はこの現実資本の人格化、意識と意志を付与されたこの巨大な資本のかたまりである<sup>29)</sup>。かつて資本の人格化したものは個人資本家であった。巨大な「社会的資本」としての現実資本のばあい、その人格化は個人=自然人ではありえず、「会社それ自体」にならざるをえない。現代の巨大会社において、現実資本の人格化が資本家という自然人ではなく「会社それ自体」となるという関係が、まさに完成したといつてよい。この「会社それ自体」が自らの経済的実体たる現実資本を直接に所有する主体である。

ところが従来の諸見解では、この「会社それ自体」による所有が全く見落されていたといつてよい。現実資本の所有が株主から実質的に離れてきたことをもって、バーリとミーンズの「経営者支配」論は、ただちに所有権そのものの形骸化と所有に本来属していた支配機能の経営者による掌握

29) 念のため注意するならば、「会社それ自体」とは、あくまでも現実資本の人格化であつて、法律上の会社すなわち株主の社団に与えられる法人格ではない。

を主張したし、パーナムの「経営者革命」論は、真の「所有権」が経営者の手に移ったという<sup>30)</sup>のである。他方、伝統的マルクス経済学では大資産家がいわば「少数持株支配」の型をつうじていぜんとして支配力を行使しつづけていると主張される。ここでは、現実資本の直接的所有がどこにあるのかは一切問題とされず、過半数持株支配のばあいにはその株式の所有にもとづいて直接に現実資本への支配力が生ずるとした考え方がそのままここでも適用されている。なおバランとスウィージーのばあいには会社イコール資本家というような把握方が示されているものの、現実資本の所有主体が一体どこにあるのかといった問題には全くふれずに、それゆえ巨大会社の資本としての運動ももっぱら経営者の動機から説明されてしまう。

これら一連の諸見解をみると、一方では、所有の主体は自然人——株主か経営者か——でなければならぬという考え方が根づよいし、他方では、現実資本についてはその支配機能だけを問題にしてその直接的所有権を問題にしようとしなない、あるいは問題にできないという点で共通している。

しかし、第1に、現代資本主義では、生産手段の所有主体が、自然人(だけ)ではないという関係が発展していることをはっきり確認する必要がある。それは、とくに独占的巨大会社の内部留保、それによる蓄積部分(固定設備など)の所有に端的に現われている。さらには国家独占資本主義下で肥大化する国有企業の所有においても一層明確である。(国有企業が国家権力を掌握する人々の所有物でもなければ、まして国民の所有物でもないことはあまりに明らかであろう。)

第2に、(生産手段に対する)所有権そのものが全く形骸化したととらえたり、現実資本の所有権を問題にしようとしなないのは大きな誤りである。すでに指摘したように、資本所有とは、生産手段を所有していない直接的生産者＝賃労働者の存在

を前提とし、これら賃労働者の非所有に対する生産手段・生活資料の排他的所有であり、これらの所有からの賃労働者のたえざる排除を意味するものである。この基本的関係は資本主義が資本主義であるかぎり貫徹する。この意味で巨大会社の現実資本に対する所有は厳として存在するのであり、その支配機能もこの現実資本の所有に本来もとづくものとして存在するのである。

われわれは、現代資本主義下の巨大会社では、このように厳として存在する現実資本の直接的所有が、自然人から離れて「会社それ自体」に帰するという関係——株式会社そのものに本来成立する関係——が、全面開花していくと考えるのである。

(なお、自然人ではなく「会社」による所有という問題は、会社による他の会社の株式の所有について、はじめて問題とされることが多い。しかし、他会社の株式の所有の主体が会社であるということの問題とせざるをえないということは、実はそれ以前に、「会社」自体が自らの現実資本を所有していること——それゆえにその一部を投下して他の会社の株式を所有しうるのだ——を前提にしているはずである。「会社それ自体」による現実資本所有をみとめようとしなない立場では、他会社の株式を所有するという関係はおよそ説明されえないであろう。)

(4) さて、独占的巨大会社においては、以上のような現実資本の所有における二重化の成熟と、他方での経営管理の複雑化との基礎上で、それにふさわしい経営組織・経営者が形成されて資本の機能を遂行していくことになる。

まず、一般に株式会社においては、その現実的資本をして資本としての機能を十二分に果たすよう管理・運営していく組織＝経営組織が必要であり、経営者は、この組織に配置されその一構成員として組織目的を遂行する自然人である。もちろん、経営者は、自己の所有する資本を管理・運営する個人資本家とは異なって、資本を所有しているわけではなく、「会社」によって雇われ、株主総会・取締役会によって現実資本の管理・運営を委任された存在であり、株主は株主総会を通じて

30) 「所有というのは本来支配を意味する。したがって、支配が存在しなければ、所有も存在しない。…もし所有と支配とが実際に分離されるならば、そのとき所有は支配(者)の手に移ったのである」Burnham, *op. cit.*, 武山泰雄訳『経営者革命』97頁。

経営者による管理・運営をチェックする権限をもっている。しかし経営者は、日常的な管理・運営において、株主から一定の自律性をもつことができる。

つまり株式会社では、現実資本の所有から生ずる支配力は、その所有自体の二重化に対応して分裂し二重化する。すなわち、株主が現実資本の間接的所有にもとづいてもつ支配力は、その管理・運営、利潤の分配などに株主総会をつうじて参加できるという間接的な影響力となる。これに対し経営組織は、株主によるこのようなチェックをうけるとはいえ、資本の日常的な管理・運営を担当することによって、現実資本の直接的な所有から生ずる直接的な支配力を実際に行行使する。このばあい注意すべきは、第1に、この支配力があくまで現実資本自体にそなわるもの、それゆえその直接的な所有主体である「会社それ自体」に帰属するものだという点である。だから、それは経営者個人には元来帰属しえないものであり、それを行使するのも「会社それ自体」の内部機構としての経営組織なのである。経営者は、彼が配置されている経営組織内の位置にしたがった役割を遂行することをつうじて、この支配力の行使を媒介するのである。したがってこれはバリーとミーンズがいうような「所有なき富の支配」では決してない。「会社それ自体」の「所有にもとづく権力」のいわば組織的代行なのである。注意すべき第2の点は、株主からの経営者の自律性とは、以上のかぎりでは、「会社それ自体」の自律性の反映でしかないということである。実はすぐ次に見るように、経営者はそれ以上の自律性を一定範囲内でもつことになるのであるが、基本的には以上の関係によって規定されていることをまず確認しておくべきである。

以上の株式会社における支配力の分裂・二重化は、独占的巨大会社における所有の二重化の成熟化(前述)にもなって進展するが、さらに重要なことには、独占的巨大会社に固有の経営管理の複雑性とその重要性の増大は、「会社それ自体」の株主からの自律性を強めるし、それだけでなく、同時に経営者の「会社それ自体」からの一定の自

律性をも生みだしていく。

現代の独占的巨大会社は、かつての競争が全面的に支配した段階の諸企業とちがって、価格水準、設備投資、新技術の開発・実用化などについて自らの経営政策によって左右しうる余地が大きくなるし、それゆえにまた、独占企業間の協調をはかったり、ライバル企業や潜在的参入企業に対する対抗措置をはかったりする複雑な経営政策が要求されてくる。他方、独占的巨大会社は一般に、多種多様な産業で活動する多数の事業単位を内にふくむ複合事業会社であり、それゆえ、かつて市場機構をつうじて「自然に」行なわれていた部門間の生産・供給の調整を、部分的にせよいわば内部化し自ら計画的に行なわなければならない。さらに巨大化した企業の組織を技術の変化に対応させつつたえず合理的に再編しなければならない。そればかりでなく経営者は、巨大化した労働組合や他の社会的諸勢力と会社を代表して交渉していく責任も負う。こうした複雑・多様な諸機能と責任の増大とに対応して、経営組織と経営者の権限・自律性はいちじるしく拡大せざるをえない。そして、独占的巨大会社固有の内部留保の増大と革新的技術の秘密保持の必要性は、株主および銀行からの経営組織・経営者の自律性を補強する役割を演ずる。そしてまた、経営者は多年の経験の蓄積と能力によってこうした複雑な諸機能をはたしていくし、その上自らにとって有利なように機能の拡大をはかってもいくのである。

こうしたもとでは、株主は経営者(組織)の決定した重要政策に対して拒否権をもつのではあるが、それは拒否権にとどまり、自らの政策を作りその遂行を経営者(組織)に強制するような力をもたなくなるし、またそのような必要も少ない。経営者(組織)が、資本の機能を十二分に発揮するように管理・運営を行なうものである以上、株主にとっては有能な経営者(組織)にすべてを委ねる方が自らの利益にもなるからである。経営者(組織)の方は、株主の利害を基本的に損わないという一定の制約下ではあれ、大きな自由裁量権をもって自らの最高人事をふくむ戦略的諸政策の決定を自律的に行なう存在となる。また、経営組織のトップに



位置する経営者個人も、かなり広汎な自由裁量権をもつことになり、あたかも彼個人にそなわる力であるかのようにその支配力を行使する存在となる。ここでは、「会社それ自体」の支配力のたんなる代行ではなく、一定範囲にかぎってだが、その一部横奪が行なわれるとみるべきであろう。彼ら経営者が会社の利潤(マイナス利子・配当)のうちかなりの部分を経営者報酬や交際費などの形でわがものとするのができるのもこのためである。特権的地位の占有にもとづく取得である。なお、ここでそれが一定範囲にかぎられるというのは、その個人的取得が「会社それ自体」の資本として必要とする取得=内部蓄積を損ってはならないという枠に規定されているからである。(なお、彼個人が特権を享受するのは経営組織の特定位置についているかぎりのことであり、永続的なものでないという点も注意しておかねばならない。)

(5) 以上要するに、独占的巨大会社においては、現実資本の所有の、株主による間接的な所有と「会社それ自体」による直接的所有との二重化・内容分割が成熟し、これに対応して、現実資本の所有にもとづく支配力も、株主と「会社それ自体」へ、さらには「会社それ自体」の支配力を代行し・かつ一部横奪する経営者へと多重化し分割されるのである。現実資本の運動の成果たる利潤がまず「会社それ自体」によって取得され、かつ、その一部が配当として株主に、他の一部が経営者に、そして残りの全部が「会社それ自体」に内部蓄積にあてられるべく分配されるという、巨大会社における取得と分配の特徴も、上述の「所有と支配力」の多元多重的構造のあらわれである。

#### VI

本稿では、現代の巨大会社における「所有と支配力」の多元多重的構造を明らかにした。そこにみられるのは、「経営者支配」論者の主張するような「所有と支配機能との分裂」でもなければ、

「支配なき富の所有と所有なき富の支配」の成立でもなかった。所有にもとづく支配力は厳として存在しつづけており、それが多元多重的な構造をもつのである。しかも、そこでとくに注意すべきは、「会社それ自体」が現実資本の直接的所有者であり、その所有にもとづく支配力をもつ経済主体なのだという点である。

本稿では、「会社それ自体」による所有が、何故またいかにして私的資本制的所有なのかをより具体的に検討すること、あるいは独占的市場支配と経営者の自由裁量権との関係、さらに経営政策の決定における中下位レベルの組織の役割の問題など、多くの考察すべき問題が残されている。しかし本稿で明らかにされたかぎりでも、現代における所有と支配力の多元多重的な構造ととくに「会社それ自体」による所有と支配の問題が、現代資本主義分析において決定的な重要性をもつことが推察されるであろう。

現代資本主義を動かしている独占的巨大会社は本稿で述べたような意味での所有主体であり支配主体であり、それゆえにまた行動主体である。この点を充分ふまえた分析によってはじめて現代資本主義の構造と動態は解明されるだろうし、また、「会社それ自体」と株主と経営者の三者相互の関係と位置づけを正確に認識することによってのみ、彼ら株主および経営者(層)の階級的性格の解明も可能となるだろう。

さらに重要なことは、現代社会における「所有と支配力」の真の所在およびそのあり方を正確に把握することなしには、体制変革の現代的課題の内容も必要性(さえ)も語れないということである。この点で「会社それ自体」による所有を確認することは決定的な意味をもつことになろう。本稿は、このような大きな広がりをもつ現代所有論の序論部分をなすものである。

(慶応義塾大学経済学部)